



県章

滋賀県公報

平成30年(2018年)
7月27日
第4469号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

- 保安林予定森林の通知(森林保全課) 1
 通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る掲示の要旨(森林保全課) 2
 生活保護法による施術担当機関の指定(健康福祉政策課) 2
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援
 に関する法律による施術担当機関の指定(健康福祉政策課) 2

○ 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出の公告(中小企業支援課) 3
 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課) 3
 建築士免許取消し公告(建築課) 4

○ 農業農村振興事務所公告

- 土地改良区役員退任および就任公告(湖東) 4

告 示

滋賀県告示第311号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年7月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 保安林予定森林の所在場所 長浜市寺師町字板杭谷305-6・305-8・305-10・305-11・305-14から305-16まで・305-18・305-19・305-22・305-24・305-28・305-31から305-35まで・305-37・305-38・305-42・305-43・305-50・305-77から305-79まで(以上25筆について次の図に示す部分に限る。)、305、305-2から305-5まで、305-7、305-12、305-13、305-17、305-20、305-27、305-39、305-41、305-46から305-49まで、305-52から305-54まで、305-57、305-58、305-63から305-70まで、305-76、305-82から305-86まで、305-96、305-97、305-101、305-103、305-113、字板杭308、309-1、314-1、315-4、317、322、323-1、327から330まで、332-1、333、335-1、336-2、339、339-1、342、346、347-1から347-3まで、348、348-1、349、350-1、350-2、351、352-1、353、355、355-1、356-1、357、360、361-1、362、362-2、364、365、367、369、字頭尾372、372-1、373から375まで、378-1、381、383、383-1から383-3まで、384-1、384-2、385、386、392、393、396-1、398-1、398-2、400、401、401-1、403、字横根409・413-1・414(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、406-1、407-1、415、418、424、439、440、440-1、442、443、447-1、字乾谷472、字西谷479-1、484-1、484-2、485、486、488、490-1、491、491-1、491-2、493、498から500まで、503、503-1、503-2、504、504-1、505、506、字二ツ岩554-3・554-4・554-14・554-25・554-27・554-35・554-53・554-54・554-63・554-78・554-79・554-87・554-104から554-106まで・554-111(以上16筆について次の図に示す部分に限る。)、508-1、509、510、515、518、519-1、519-2、525-2、526、527、528-1、528-2、532、533-1から533-6まで、536、536-1から536-3まで、537、539、542-1、544-1、547、549、550、552、553、554-5から554-8まで、554-10、554-11、554-13、554-21から554-24まで、554-29から554-32まで、554-34、554-43から554-45まで、554-47、554-49、554-55、554-56、554-58、554-60、554-62、554-64、554-65、554-67、554-68、554-71、554-75、554-80、554-82、554-84から554-86まで、554-88、554-92、554-93、554-96、554-98、554-99、554-109、554-110、554-112、554-113、554-116から554-119まで、554-126から554-128まで、554-131、554-132、554-135、

554-137から554-142まで、554-145、554-148、554-152、554-159、554-165、554-166、554-170、554-171、554-179から554-181まで、554-183、554-185から554-187まで、554-189から554-191まで、554-195から554-198まで、554-200、554-201、554-203から554-209まで、554-211から554-220まで、554-225から554-227まで、554-229、554-230、554-232から554-243まで、554-247から554-249まで、554-251から554-261まで、554-263、554-265、554-267、554-269、554-272、554-282、西村町字とんび309、311、319から321まで、325から327まで、329から338まで、347、348、351、352

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第312号

平成30年農林水産省告示第293号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を高島市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年7月27日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 高島市今津町保坂字一ノ谷432-5、436-4、440-7、459-3

2 通知の内容の要旨 平成30年農林水産省告示第293号のとおり

滋賀県告示第313号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定に基づき、医療扶助のための施術担当機関として、次のものを指定した。

平成30年7月27日

滋賀県知事 三日月 大造

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
上田隆之	はり・きゅう・マッサージGute	蒲生郡日野町石原2-199	平成30.6.19

滋賀県告示第314号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定に基づき、法による医療支援給付のための施術担当機関として、次のものを指定した。

平成30年7月27日

滋賀県知事 三日月 大造

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
上田隆之	はり・きゅう・マッサージGute	蒲生郡日野町石原2-199	平成30.6.19

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成30年7月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 SUPER CENTER PLANT高島店 高島市安曇川町青柳1486-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社PLANT 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1 代表取締役 三ツ田佳史
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社PLANT 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1 代表取締役 三ツ田佳史
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成31年2月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 9,935平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 571台
- 7 駐輪場の収容台数 24台
- 8 荷さばき施設の面積
荷さばき施設① 141.0平方メートル
荷さばき施設② 129.4平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
廃棄物保管施設① 19.5立方メートル
廃棄物保管施設② 19.7立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 7時から22時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 6時30分から22時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から18時まで
- 14 届出年月日 平成30年7月9日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
高島市商工観光部商工振興課 高島市新旭町北畑565番地
 - (2) 縦覧期間 平成30年7月27日から平成30年11月27日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成30年11月27日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成30年7月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) ドラッグコスモス高月店 長浜市高月町唐川字大道13番1ほか
- 2 意見の概要 長浜市からの意見
 - (1) 当該店舗周辺は交通量が多く、店舗の出店により、車両による来店者も増加すると見込まれるため、周辺の交通環境保持に留意されたい。
 - (2) 店舗の建築については、長浜市景観まちづくり計画に定める景観形成基準に配慮するとともに、行為着手の30日前までに景観法(平成16年法律第110号)に基づく届出をされたい。
 - (3) 一般公共の用に供されるもの(商業施設等の駐車場を含む。月極駐車場、従業員用駐車場を除く。)で、自動

車の駐車部分の面積が500㎡以上である場合の駐車場の構造および設備は、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、駐車場法(昭和32年法律第106号)および同施行令で定める技術的基準によるため、留意されたい。また、必要に応じて、公安協議等を行うこと。

- (4) 駐車料金を徴収する場合は、路外駐車場設置の届出(駐車場法第12条の規定による。)を行うこと。
- (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の開発許可を得ること。
- (6) 車両のバックブザー音は、等価騒音レベルで90dBと予想され、最大値はそれを上回るため、早朝の騒音に留意されたい。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地

(2) 縦覧期間 平成30年7月27日から平成30年8月27日まで

建築士免許取消し公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により次のとおり建築士の免許を取り消したので、同条第2項の規定により公告する。

平成30年7月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 免許の取消しをした年月日 平成30年7月19日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名 市川正義
 二級建築士または木造建築士の別 二級建築士
 登録番号 第1909号
- 3 免許の取消しの理由 建築士法第8条の2第1号に基づく届出があったため

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、鳥居本西部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成30年7月27日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 中 藪 勝 久

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	石 川 清 和	彦根市鳥居本町2856番地
〃	中 辻 仁 史	同 所2836番地
〃	武 田 良 藏	同 市佐和山町62番地
〃	森 誠	同 所69番地
〃	寺 村 法 雄	同 市宮田町913番地
〃	寺 村 裕 一	同 所920番地
監 事	面 川 慎 司	同 市鳥居本町2853番地
〃	橋 本 祐 一	同 市佐和山町66番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	石 川 清 和	彦根市鳥居本町2856番地
〃	中 辻 仁 史	同 所2836番地
〃	武 田 良 藏	同 市佐和山町62番地
〃	森 誠	同 所69番地

”	寺 村 法 雄	同 市宮田町913番地
”	寺 村 裕 一	同 所920番地
監 事	面 川 慎 司	同 市鳥居本町2853番地
”	橋 本 祐 一	同 市佐和山町66番地

